

妊活サポートローン（カードローン）【極度額変動方式】

（2023年4月1日現在）

1. 商品名	妊活サポートローン「H u g - K u m i （はぐくみ）」（カードローン） 【極度額変動方式】	
2. お申し込み いただける方	（1）お申し込み時の年齢が満18歳以上60歳未満で、最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方 （2）同一勤務先に原則1年以上勤務されている方 （3）安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上ある方 （4）ご自宅もしくはお勤め先（事業所）が沖縄県内にある方 （5）当金庫所定の保証機関の保証を受けられる方 ※契約社員・パート社員・自営業の方も一定の条件を満たせばご利用いただけます。詳しくは窓口にてご確認ください。	
3. お使いみち	・ご本人もしくは2親等以内の親族のための次の範囲の不妊治療および不育症に関連する資金全般（不妊治療に係る費用と判断できる場合に限り、借換も可）とします。 （1）男性不妊治療費用（治療費、入院費等の医療費、渡航費用等） （2）女性不妊治療費用（治療費、入院費等の医療費、渡航費用等） （3）不育症に関する治療費用（治療費、入院費等の医療費、渡航費用等） （4）他金融機関からの不妊治療に係るローンの借換費用 （5）その他不妊治療に関する費用 （事業性資金、投機目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません）	
4. ご利用限度額 （極度額）	・10万円以上、500万円以内（10万円単位） ※ご利用限度額 300万円超につきましては一定の条件がございます。詳しくは窓口にてご確認ください。	
5. ご契約期間	・1年ごとの自動更新（更新審査がございます） ・ご利用期間（カードローン払出期間）は、本契約日から5年後の応当日までです。 ※満65歳の誕生日以降は新たなお借入れはできません。また、ご融資については満76歳までに完済いただきます。	
6. ご融資金利	【変動金利】 ・貸出金の金利は、既往貸出分も含め、当金庫が定める妊活サポートローン基準金利を基準に年4回見直しさせていただきます。 〈新規・既往貸出金利〉見直し基準日と適用日は以下のとおりとなります。	
	（見直し基準日）（見直し後利率適用日） 3月1日 ⇒ 5月1日	（見直し基準日）（見直し後利率適用日） 6月1日 ⇒ 8月1日
	（見直し基準日）（見直し後利率適用日） 9月1日 ⇒ 11月1日	（見直し基準日）（見直し後利率適用日） 12月1日 ⇒ 翌年2月1日

7. ご返済方法 【極度額変動方式】	ご利用限度額に応じた定例返済額を、毎月の定例返済日にご返済いただきます。具体的なご返済金額は以下のとおりです。		
	ご利用限度額	毎月返済額	毎月・ボーナス併用返済
			毎月返済額 ボーナス併用月返済額
	30 万円以内	5,000円	5,000円 —
	30万円超50万円以内	10,000円	10,000円 —
	50万円超70万円以内	12,000円	
	70万円超80万円以内	13,000円	
	80万円超100万円以内	15,000円	20,000円
	100万円超150万円以内	20,000円	
	150万円超180万円以内	25,000円	
	180万円超200万円以内	30,000円	
	200万円超250万円以内	35,000円	30,000円
	250万円超300万円以内	40,000円	
	300万円超350万円以内	50,000円	
	350万円超400万円以内	55,000円	
	400万円超450万円以内	65,000円	60,000円
	450万円超500万円以内	70,000円	
			40,000円 90,000円
			50,000円 120,000円
	※ボーナス月の返済額については、毎月返済額とボーナス併用月返済額の合計金額となります。 ※返済額の算出基準日は前日となります。		
8. 保 証	保証人につきましては、原則不要です。当金庫所定の保証機関（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。		
9. 保証料	- 保証料につきましては、お客様のご負担となります。 - ご融資金利に保証料率が上乗せされます。 - 保証料率は当金庫への加入形態によって異なります。		
10. 担 保	不要です。		
11. 手数料	- 融資事務手数料は不要です。 - 各種証明書(残高等)発行等の際には手数料をいただきます。詳しくは窓口にてご確認ください。		

12. 苦情処理措置 (ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：沖縄県労働金庫 お客様相談デスク】 0120-602-040 お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時（祝日および当金庫の休日を除く） なお、苦情対応のお手続きにつきましては、別途パンフレットをご用意しております。店頭にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.okinawa-rokin.or.jp
13. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)	・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談デスクまたはろうきん相談所にお申し出ください。 ・また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 ※移管調停や現地調停はすべての弁護士会で実施しているわけではないのでご注意ください。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談デスクもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時（祝日および当金庫の休日を除く）
14. その他	・その他詳しい内容、返済額の試算につきまして、ご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。 ・なお、ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

沖縄県労働金庫